

## 第五編

平成29年10月22日執行の衆議院議員  
総選挙及び最高裁判所裁判官国民審  
査における管理執行事務

## 1 選挙管理委員

委員長 一木俊廣  
 委員 大津留源  
 〃 矢野利幸  
 〃 秦喜美恵

## 2 事務分担表

事務の区分	主任	副主任
総括	山田書記長 柳井振興監	
庶務、人事、経理に関する事	企画管理班	加木主幹
法令解釈、企画、指導に関する事 投・開票速報に関する事 選挙運動費用収支報告書に関する事	加木主幹	廣末主幹 後藤副主幹
選挙の管理執行手続きに関する事 選挙運動、政治活動に関する事 氏名掲示に関する事 投票用紙・物資の作成・配付に関する事	後藤副主幹	加木主幹
立候補届出に関する事 選挙会・選挙分会・審査分会に関する事 選挙公営に関する事 期日前投票・不在者投票に関する事	廣末主幹	後藤副主幹
投・開票速報に関する事 選挙人名簿に関する事 議案・告示に関する事 予算に関する事 各種報告に関する事	高橋主事	加木主幹
選挙公報に関する事	行政班	後藤副主幹
政見放送に関する事	財政班	加木主幹
執行経費に関する事	加木主幹	後藤副主幹
選挙啓発（標語、新聞広告、テレビ等CM）に関する事	企画管理班	後藤副主幹
選挙啓発（広告塔、立看板、チラシ、パネル、広報車）に関する事	財政班	廣末主幹
選挙啓発（街頭啓発、啓発物品、横断幕）に関する事	税政班	高橋主事
選挙の記録に関する事	高橋主事	廣末主幹

### 3 衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考
1 立候補予定者等説明会 日時…10月2日(月)14:30～ 場所…正庁ホール 県庁舎本館2階	(出席者) 放送部副部長 行武 哲三 技術副部長 桑田 孝一 企画編成部 中 馨二郎	(出席者) 報道部長 関 喜邦	(出席者) 報道部長 小野 宏治	(出席者) 報道部長 村島 里佳	配布資料等は、県選管が作成する。  ・説明会では、県選管が上記資料に基づいて説明し、質疑については、内容に応じて県選管と各放送局が答える。
2 政見放送の申込みの受付に関する事項 (1)公示前の申込受付の日時、場所等	・期日 10月4日～10月9日 (但し10月8日及び9日を除く) ・時間 10:00～16:00 (但し10/7(土)は10:00～12:00) ・場所 大分市高砂町 2-36 NHK 大分放送局 ・Tel :097-533-2813 ・担当者:中 馨二郎 (不在時:行武 哲三)	・期日 10月2日～10月9日 (但し10月7日及び8日を除く) ・時間 10:00～17:00 ・場所 大分市今津留 3-1-1 OBS 報道部 ・Tel :097-553-2525 ・担当者:関 喜邦	・期日 10月2日～10月9日 (但し10月7日及び8日を除く) ・時間 10:00～17:00 ・場所 大分市春日浦 843-25 TOS 報道部 ・Tel :097-537-5521 ・担当者:小野 宏治	・期日 10月3日～10月9日 (但し10月7日及び8日を除く) ・時間 10:00～17:00 ・場所 大分市新川西 12 OAB 報道部 ・Tel :097-538-8855 ・担当者:伊藤 信哉	・政見放送の申込みがあったときは、放送局はその日の分を電話で県選管に連絡し、最終的に文書で連絡する。(政党名、届出予定候補者氏名、持込み・局収録の別、録音・録画の日時、通称使用の有無) ・告示前申込(実規5⑤) 受付時間(実規5⑩)…放送局がそれぞれ定める時間内 ・申込みの場所(実規5⑤)…NHKは指定する放送局、OBS、TOS、OABは放送局
(2)公示日の申込受付の時間、場所	10月10日(火)8:30～17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁ホール ・連絡先 Tel:097-533-2813 ・担当者氏名:中 馨二郎 (不在時:行武 哲三)	10月10日(火)8:30～17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁ホール ・連絡先 Tel:097-553-2525 ・担当者氏名:関 喜邦	10月10日(火)8:30～17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁ホール ・連絡先 Tel:097-537-5521 ・担当者氏名:小野 宏治	10月10日(火)8:30～17:00 ・場所:大分県庁本館2F正庁ホール ・連絡先 Tel:097-538-8855 ・担当者氏名:伊藤 信哉	・申込期限…公示のあった日(実規5④) ・申込時間…8:30～17:00(実規5⑩) ・場 所…指定する場所(実規5①)
(3)公示前の申込みにおける留意点(提出書類等)	別添取扱要領				・提示された供託証明書を確認のうえ、複写して保管すること。 ・字幕により候補者を紹介する政党については、その候補者の氏名等を添付書類に記載させ、確約書により確認すること。
(4)申込期限経過後の通知	・政見放送申込期限終了後直ちに県選管に決定した放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者届出政党を県選管に通知				・放送予定の日時の通知(実現12①) 放送局 → 県選管
3 政見の持込みに関する事項 (1)政見の持込み受付時間、場所	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	・できる限り政見放送申込と同時に
(2)政見の技術的基準	HDカム	HDカム	HDカム	HDカム	・技術基準は実施放送局が定める。
(3)技術的基準を満たすものであるかの確認方法	政党の政見放送担当責任者と制作プロダクション担当者立会いのもとで確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	持込み者立ち会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	・技術的な審査を行ったうえで、認められないものは基準を示して再提出を求める。

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4 政見の録音または録画の実施に関する事項 (1)録音または録画の日時、場所	・日時 <table border="1"> <tr> <th>時間 月日</th> <th>9 10</th> <th>10 11</th> <th>11 12</th> <th>13 14</th> <th>14 15</th> <th>15 16</th> <th>16 17</th> </tr> <tr><td>10/2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/7</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>10/8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> 場所：NHK大分 スタジオホール キャンパス	時間 月日	9 10	10 11	11 12	13 14	14 15	15 16	16 17	10/2								10/3								10/4								10/5								10/6								10/7	○	○	○	○	○	○	○	10/8								10/9								10/10	○	○	○	○	○	○	○	・日時 <table border="1"> <tr> <th>時間 月日</th> <th>9 10</th> <th>10 11</th> <th>11 12</th> <th>13 14</th> <th>14 15</th> <th>15 16</th> <th>16 17</th> </tr> <tr><td>10/2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>10/6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>10/7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>10/8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> 場所：OBS Aスタジオ	時間 月日	9 10	10 11	11 12	13 14	14 15	15 16	16 17	10/2								10/3								10/4								10/5					○	○	○	10/6					○	○	○	10/7					○	○	○	10/8								10/9								10/10					○	○	○	・日時 <table border="1"> <tr> <th>時間 月日</th> <th>9 10</th> <th>10 11</th> <th>11 12</th> <th>13 14</th> <th>14 15</th> <th>15 16</th> <th>16 17</th> </tr> <tr><td>10/2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/5</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/6</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/9</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> 場所：TOSスタジオ	時間 月日	9 10	10 11	11 12	13 14	14 15	15 16	16 17	10/2								10/3								10/4	○	○	○					10/5	○	○	○					10/6	○	○	○					10/7								10/8								10/9	○	○	○					10/10								・日時 <table border="1"> <tr> <th>時間 月日</th> <th>9 10</th> <th>10 11</th> <th>11 12</th> <th>13 14</th> <th>14 15</th> <th>15 16</th> <th>16 17</th> </tr> <tr><td>10/2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/4</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/5</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>10/6</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>10/7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10/9</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>10/10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> </table> 場所：OABスタジオ	時間 月日	9 10	10 11	11 12	13 14	14 15	15 16	16 17	10/2								10/3								10/4				○	○			10/5				○	○	○		10/6				○	○	○		10/7								10/8								10/9				○	○	○		10/10					○	○		・録音及び録画の日時、場所 ・放送局は各候補者届出政党の希望を考慮日時、場所を定める。(実規7①) ・公示前においても録音、録画できる。(実規7⑤) ・候補者が正当な理由なく定められた日時、場所に出向かなかった場合は、政見放送は行わない。(実規7⑥)
時間 月日	9 10	10 11	11 12	13 14	14 15	15 16	16 17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10/2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/7	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10/8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/10	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
時間 月日	9 10	10 11	11 12	13 14	14 15	15 16	16 17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10/2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/5					○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10/6					○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10/7					○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10/8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/10					○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
時間 月日	9 10	10 11	11 12	13 14	14 15	15 16	16 17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10/2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/4	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
10/5	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
10/6	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
10/7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/9	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
10/10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
時間 月日	9 10	10 11	11 12	13 14	14 15	15 16	16 17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
10/2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/4				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10/5				○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10/6				○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10/7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
10/9				○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
10/10					○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(2)政見放送収録日時決定票及び交付時期	名称 「政見放送録画(録音)日時決定票」 交付時期…申込受付時	名称 「政見放送収録約定書」 交付時期…申込受付時	名称 「政見放送収録約定書」 ・交付時期…申込みの際	名称 「政見放送収録約定書」 ・交付時期…申込みの際	・原則として、申込の受付の際に決定、交付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(3)録音、録画の時間等 ①収録に要する総時間 ア単独方式 イ対談方式 ウ複式方式(候補者3人の場合)	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	ア1.5時間 イ1.5時間 ウ1.5時間	・総時間…打ち合わせ、化粧及びリハーサル等を含む総時間数 ・取扱要領では90分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
②候補者との打ち合わせ事項	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
③化粧	原則として行う	原則として行う	原則として行う	原則として行う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
④リハーサル	1回	1回	1回	1回																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
⑤本番	1回	1回	1回	1回																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(4)録音、録画をテレビ、ラジオ別にするかどうか	同時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(5)放送中の氏名等の表示方法及び表示事項	背景にプレートで表示 <table border="1"> <tr><td>大分県(小選挙区)</td></tr> <tr><td>○ ○ 党</td></tr> </table> ・規格 縦300mm×横1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色……………白	大分県(小選挙区)	○ ○ 党	・表示事項 <table border="1"> <tr><td>大分県(小選挙区)</td></tr> <tr><td>○ ○ 党</td></tr> </table> ・規格 縦300mm×横1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色……………白	大分県(小選挙区)	○ ○ 党	・表示事項 <table border="1"> <tr><td>大分県(小選挙区)</td></tr> <tr><td>○ ○ 党</td></tr> </table> ・規格 縦300mm×横1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色……………白	大分県(小選挙区)	○ ○ 党	・表示事項 <table border="1"> <tr><td>大分県(小選挙区)</td></tr> <tr><td>○ ○ 党</td></tr> </table> ・規格 縦300mm×横1,320mm ・プレートの色…藍 ・字色……………白	大分県(小選挙区)	○ ○ 党																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
大分県(小選挙区)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○ ○ 党																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大分県(小選挙区)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○ ○ 党																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大分県(小選挙区)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○ ○ 党																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大分県(小選挙区)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
○ ○ 党																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

協 議 事 項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備 考
(6)字幕 (単独方式、対談方式の希望政党のみ) の表示方法	・候補者の氏名、選挙区	N H Kに準ずる	N H Kに準ずる	N H Kに準ずる	
(7)出席者のネームプレート	<p style="text-align: center;">350mm</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">出席者氏名</div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">100mm</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレートの色…藍</li> <li>・字色……………白</li> </ul>	<p style="text-align: center;">350mm</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">出席者氏名</div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">100mm</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレートの色…藍</li> <li>・字色……………白</li> </ul>	<p style="text-align: center;">350mm</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">出席者氏名</div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">100mm</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレートの色…藍</li> <li>・字色……………白</li> </ul>	<p style="text-align: center;">350mm</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">出席者氏名</div> <p style="text-align: right; margin-right: 10px;">100mm</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレートの色…藍</li> <li>・字色……………白</li> </ul>	
(8)録画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、照明、背景、装飾等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ 1台</li> <li>・ズームアップ 0回</li> <li>・カメラ位置 単独 出演者から 2.5 m</li> <li>対談 〃 2.6 m</li> <li>複数 〃 3.27 m</li> <li>・テーブルクロス NHK規定による</li> <li>・背景 〃</li> <li>・装飾 〃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ 1台</li> <li>・ズームアップ 2回</li> <li>・カメラ位置 2～3 m</li> <li>・テーブルクロス 模様</li> <li>・背景 グレー</li> <li>・装飾 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ 1台</li> <li>・ズームアップ 2回</li> <li>・カメラ位置 3～4 m</li> <li>・テーブルクロス 模様</li> <li>・背景 グレー</li> <li>・装飾 なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ 1台</li> <li>・ズームアップ 2回</li> <li>・カメラ位置 2～3m</li> <li>・テーブルクロス なし</li> <li>・背景 グレー</li> <li>・装飾 なし</li> </ul>	
5 経歴放送 (経歴の紹介) に関する事項 (NHK のみ) (1)経歴放送の方法、放送中の氏名等の表示方法及び表示事項 (テレビ)	<p>※単独経歴放送 (NHK (テレビ・ラジオ))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示方法 テロップ</li> <li>・表示事項 選挙区名、党派名 候補者氏名、写真</li> <li>・放送方法 経歴を 30 秒以内でアナウンス</li> <li>・放送順序 選挙公報順</li> </ul>	/	/	/	<p>単独経歴放送 (法 151 ①) (NHK のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を履歴書に基づき放送する (取扱規程④ 1)</li> <li>・1回につき、30秒以内 (取扱規程④ 2)</li> <li>・表示事項 (取扱規程④ 4)</li> <li>・放送順序は、選管がくじで決めた選挙公報の掲載順序に基づく (取扱規程④ 6)</li> </ul>
(2)ラジオ放送による経歴紹介の方法等 (NHK のみ)	候補者より提出された経歴書により経歴を 30 秒以内でアナウンス	/	/	/	<p>取扱いについての定めはないが、次のように取扱うこととされている。(留意事項第 5 (2))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経歴書の提出等については、実規 6 に準ずる。</li> <li>・1回につき 30 秒以内。</li> </ul>
(3)選挙公報の掲載申請をしない候補者がいる場合の経歴放送の順序	N H Kが小選挙区ごとに行く順番で決定する。	/	/	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>・N H Kがくじで決めた順序に基づき行う (取扱規程④ 6)</li> </ul>

協 議 事 項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)	備 考
<p>6 放送予定の日時の決定に関する事項</p> <p>(1)放送の日時(時間帯)及び一括放送するかどうか</p>	<p>※政見放送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ</li> <li>10月18日(水)7:25～7:55</li> <li>10月19日(木)7:25～7:55</li> <li>・ ラジオ</li> <li>10月18日(水)9:05～9:30</li> <li>10月19日(木)9:05～9:35</li> </ul> <p>※経歴放送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ</li> <li>10月19日(木)11:30～11:35</li> <li>・ ラジオ</li> <li>10月13日、16日、17日、18日、19日</li> <li style="text-align: right;">計5日間</li> <li style="text-align: right;">11:50～11:55</li> <li style="text-align: right;">18:50～18:55</li> </ul>	<p>※政見放送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ</li> <li>10月13日(金)15:00～15:50</li> </ul>	<p>※政見放送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ</li> <li>10月14日(土)15:55～16:45</li> </ul>	<p>※政見放送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ</li> <li>10月13日(金)11:25～11:40</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各放送局はあらかじめ政見放送の予定の日時を定めて、選管に通知する。(実規 12 ①)</li> <li>・ 選挙期日の2日前までに放送終了(実規 12 ①)</li> <li>・ 候補者の放送日時(順番)の決定のくじの実施(実規 14 ①)</li> <li>・ 各候補者の放送日(順番)が決定したら直ちに放送局に通知する。(実規 14 ③)</li> <li>・ 連絡先 NHK、OBS、TOS、OAB</li> <li>・ くじ終了後、NHKは持込み政見が2種類となる候補者届出政党から各テープ放送日時の指定の通知書(別記様式 10)を受領する。(取扱要領 5 (1))</li> </ul>
<p>7 放送に関する事項</p> <p>(1)放送時間の余りの時間の利用</p>	<p>フィラーと音楽</p>	<p>テレビ PR フィラー</p> <p>選挙啓発の告知</p>	<p>テレビ PR フィラー</p> <p>選挙啓発の告知</p>	<p>テレビ PR フィラー</p> <p>選挙啓発の告知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票日の周知、選挙啓発等(留意事項 第7 ②)</li> <li>・ 期日前投票の周知</li> </ul>
<p>(2)放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合</p>	<p>別紙 1 参照</p>	<p>別紙 1 参照</p>	<p>別紙 1 参照</p>	<p>別紙 1 参照</p>	<p>別紙参照(実規 15)</p>
<p>8 その他</p> <p>(1)死亡、立候補の辞退とみなされる場合の処置</p> <p>(2)補充立候補者の取扱い</p> <p>(3)モニターの設置</p> <p>(4)放送後の措置</p> <p>(5)候補者が予定数を上回った場合の時間帯</p>	<p>(1)原則としてカット</p> <p>(2)県選管と協議</p> <p>(3)技術モニター あり</p> <p>(4)録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。</p> <p>(5)未定</p>	<p>(1)原則としてカット</p> <p>(2)県選管と協議</p> <p>(3)技術モニター あり</p> <p>(4)録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。</p> <p>(5)未定</p>	<p>(1)原則としてカット</p> <p>(2)県選管と協議</p> <p>(3)技術モニター あり</p> <p>(4)録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。</p> <p>(5)未定</p>	<p>(1)原則としてカット</p> <p>(2)県選管と協議</p> <p>(3)技術モニター あり</p> <p>(4)録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。</p> <p>(5)未定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙長告示に基づき、直ちに放送局に通知する。</li> <li>(1)法 86 条 13 項の規定による選挙長の告示のあった日以後は、その者に係る政見放送及び経歴放送は行わない。(実規 17 ①)</li> <li>(2)各放送局と県選管が協議して定めるところにより、政見放送及び経歴放送を行うことができる。(実規 16)</li> <li>(4)放送局は選挙期日後、録音・録画したものを選管に送致しなければならない。(実規 18)</li> </ul>

(別紙)

「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

#### 1 再放送する場合

- ・政見放送及び経歴放送実施規程第15条(抄)

候補者の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は一般放送事業者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらためて当該候補者の政見放送を行うことができる。

- ・趣 旨 放送設備の事故により特定の候補者が不利益を受けた場合の救済
- ・「放送設備の事故」 機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等
- ・処 置 事態が起こった時点で放送局と県選管とで協議

#### 2 中止する場合

- ・公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となった場合においては、これに代わるべき政見放送又は経歴放送は行わない。

(注)「協議事項」中、関係法規に関する略語は次による。

- ・「法」……………公職選挙法
- ・「令」……………公職選挙法施行令
- ・「実規」……………政見放送及び経歴放送実施規程
- ・「留意事項」…衆議院小選挙区選出議員の選挙における政見放送実施上の留意事項(平成24年11月)

(例)

実規5⑦ : 政見放送及び経歴放送実施規程第5条第7項

## 4 投票及び開票の速報事務

### 速報本部体制

平成29年10月22日執行の第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査における、投・開票速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に速報本部を設け、その組織等を次のとおり定める。

総括責任者 山田雅文  
総括責任者補佐 加木大昌

#### 1. 受信係

- (1) 市町村からのファクシミリによる速報受信にあたる。
- (2) 市町村からファクシミリで送られてきた受信表を受け取り、不明瞭な部分がないことを確認したうえで、検算係へ回付する。このうち、衆議院小選挙区選出議員選挙（以下「小選挙区」という。）及び衆議院比例代表選出議員選挙（以下「比例代表」という。）の開票結果（確定）については、複写係に回付する。  
定時になっても速報がない場合は、担当する市町村に電話を入れ、状況確認を行う。また、送られてきた受信表が不明瞭であったときは、再送付の旨連絡を行う。
- (3) 何度督促しても速報が来ない場合や、受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。

#### 2. 検算係

- (1) 受信係から（小選挙区及び比例代表の開票結果（確定）については、複写係から）回付された受信表を検算し、速報受信の有無をチェックしたうえで受信表を速報の種類及び選挙ごとに分類し、電算係へ回付する。
- (2) 受信表に不備がある場合は、調整係へ回付する。

#### 3. 電算係（中間投票班、当日有権班、小投票班、比投票班、小開票班、比開票班、国審班）

- (1) 検算係から回付された受信表をパソコンにより集計し、受信表と集計結果をパソコンの画面上で照合する。
- (2) 集計結果を印刷し、電子データはフロッピーに保存し、併せて調整係に回付する。
- (3) 中間投票班は、中間投票状況の集計を行う。  
当日有権班は、選挙当日有権者数の集計を行う。  
小投票班は、小選挙区の投票結果の集計を行う。  
比投票班は、比例代表の投票結果の集計を行う。  
小開票班は、小選挙区の開票結果の集計を行う。  
比開票班は、比例代表の開票結果の集計を行う。  
国審班は、最高裁判所裁判官国民審査（以下「国民審査」という。）の投票結果及び開票結果の集計を行う。

#### 4. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 集計結果の最終チェックを行い、発表用原稿を作成し、総括責任者の確認を受けた後、集計結果と発表用原稿を複写係へ回付する。

#### 5. 複写係

- (1) 調整係から回付された発表用原稿及び集計結果を所定部数複写して、連絡係へ回付する。（原本は電算係へ回付する。）



- (2) 受信係から回付された小選挙区及び比例代表の開票結果（確定）の受信表を所定部数複写し、連絡係へ回付する。（原本は検算係へ回付する。）

## 6. メール係

- (1) 総務省へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。（緊急時はFAX）
- (2) 報道各社へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。
- (3) 振興局へ投・開票結果の速報をEメールにより送信する。

## 7. 連絡係

- (1) 複写係から回付された発表用原稿を発表係に回付する。
- (2) 発表会場において発表係の指示により集計結果を記者等へ配付する。
- (3) 集計結果を外部からの照会に備え、市町村振興課に持って行き、併せて庁内関係所属に集計結果を投げ込む。
- (4) 集計結果を速報本部内各係に配付する。
- (5) 複写係から回付された小選挙区及び比例代表の開票結果（確定）のコピーを発表会場の報道各社トレイに入れる。

## 8. 発表係

連絡係から回付された発表用原稿に記載された集計結果を発表会場において発表する。

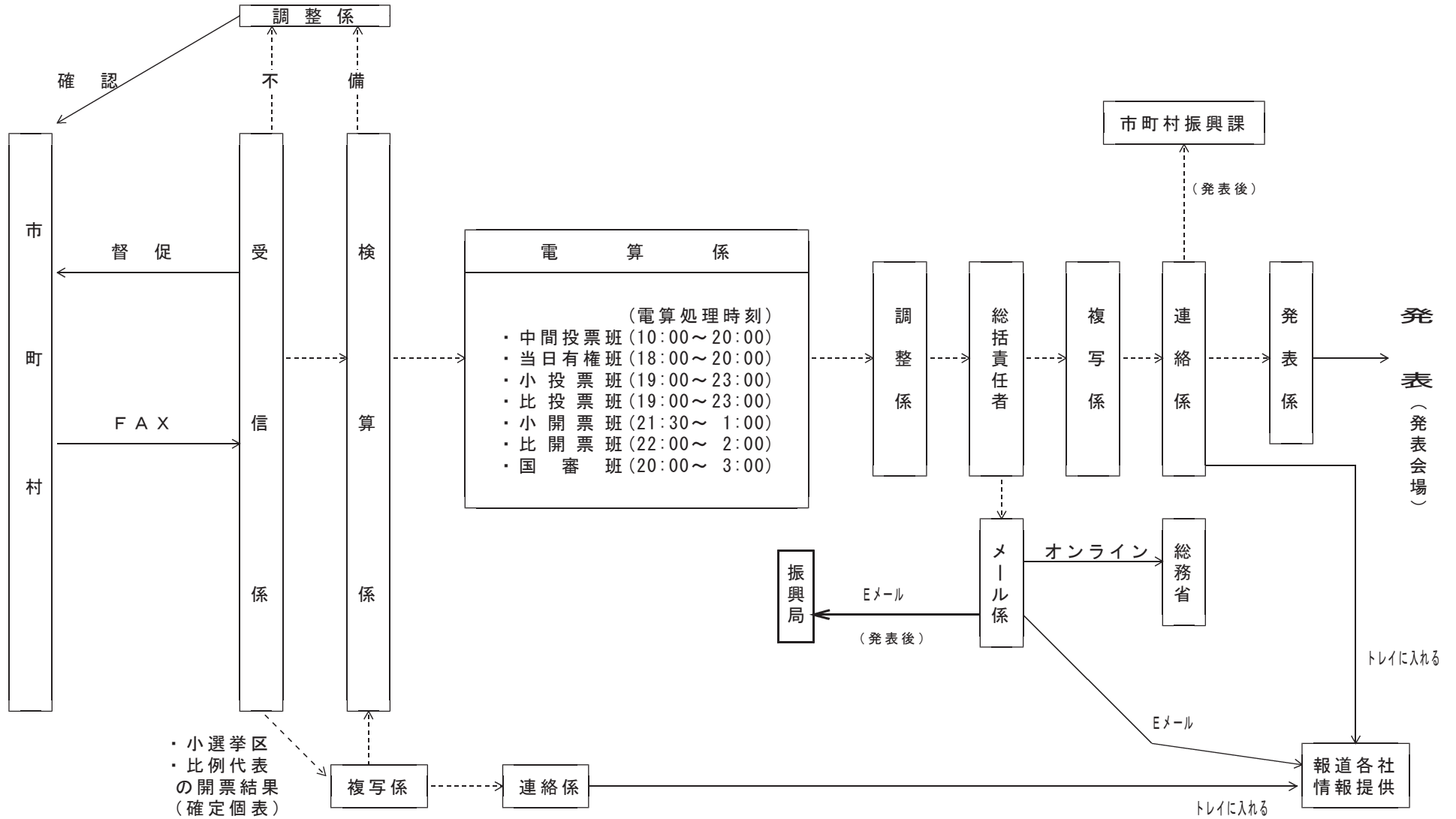
## 9. 庶務係

本部の庶務に従事する。

## 10. その他

- (1) 担当の事務が終了した場合は、係の責任者の指示に従い他の係を補助する
- (2) 市町村振興課に待機している者は、外部からの速報数値等の照会に対し、連絡係から回付された集計結果を基に回答する。
- (3) 本部内設備及び機器等のサポート体制については以下のとおり。
  - ・電気関係……………施設整備課保全計画班（内線4712）  
施設整備課電気室（内線4432）
  - ・電話回線関係……………用度管財課管理・電話班（内線5112）
  - ・庁内LAN及び貸出パソコン関係……………情報政策課（緊急連絡先把握）
  - ・コピー機（複写係）……………ソーコー（18：00～速報終了）
  - ・FAX（受信係）……………ソーコー（18：00～速報終了）
  - ・プリンタ（電算係）……………ソーコー（18：00～速報終了）
  - ・集計システム（電算係）……………富士通（9：00～速報終了）
  - ・総務省オンライン端末（メール係）……………東芝（9：00～速報終了）

# 速報本部体制図



## 速報本部事務分担表

総括責任者 山田雅文  
 総括責任者補佐 加木大昌

投票日午前8時30分から午後8時まで

係名	人数	係員
受信係	3	◎上村 奈良 野田
検算係	1	◎山崎
電算係		
中間投票班	1	◎安東
当日有権班 (午後6時～)	1	◎染矢
複写係	1	◎山本
発表係	1	◎柳井
調整係兼連絡係	2	◎加木 後藤
メール係	1	◎高橋
庶務係	-	◎上村 奈良 野田
市町村振興課	2	◎廣末 上原
合計	13	

※◎は各係の責任者

昼夜	10
昼のみ	4
夜のみ	21
計	35

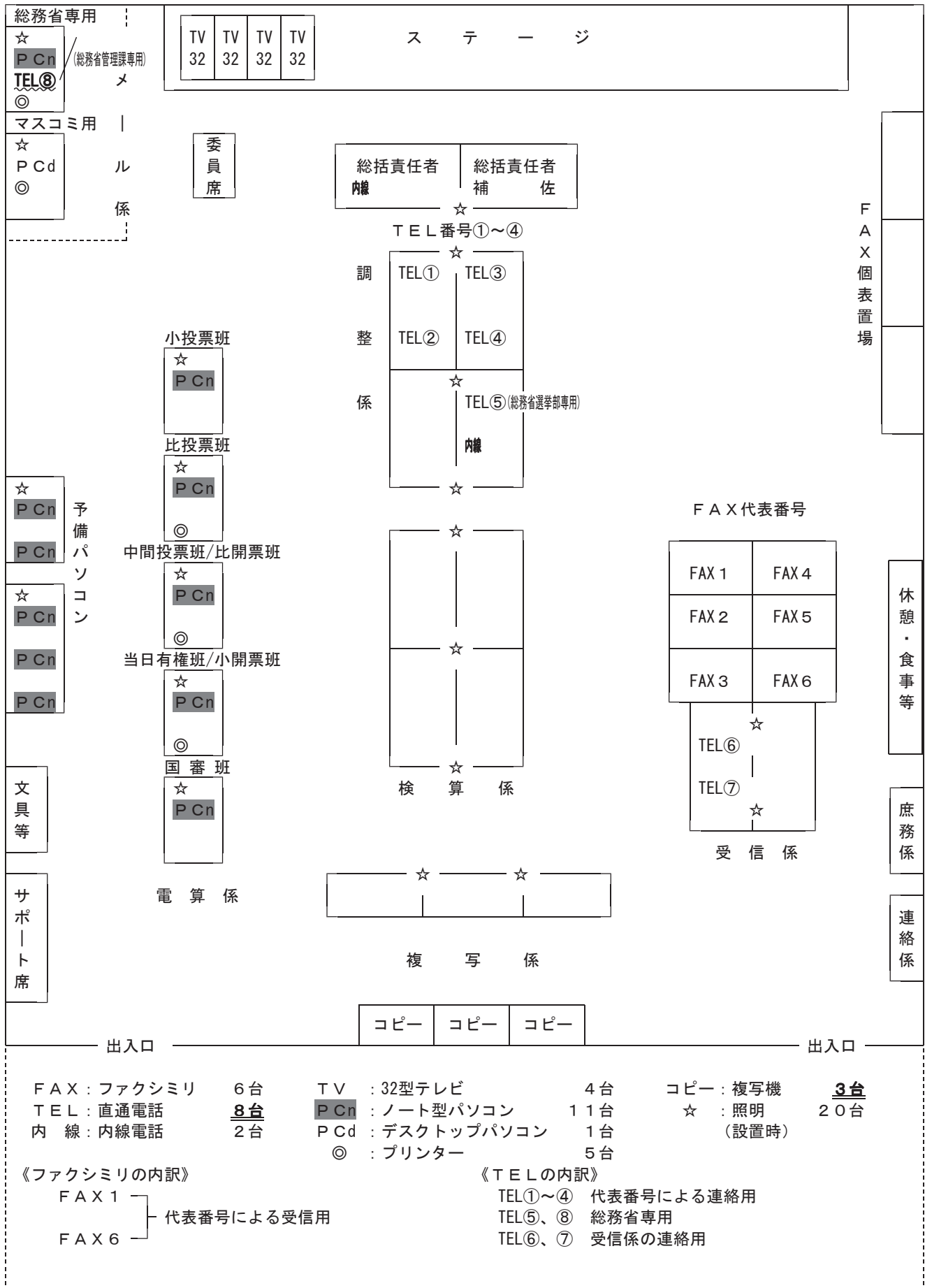
投票日午後7時から

係名	人数	係員
受信係	3	◎阿部 矢野佳 山崎
検算係	4	◎高木 尾割 [木付] 山下
電算係		
小投票班	2	◎吉永 小泉
比投票班	2	◎篠田 麻生
小開票班	2	◎幸 田川
比開票班	2	◎石井 矢野祐
国審班	2	◎北村 板井
複写係	2	◎白井 仙川
連絡係	2	◎山本 上原
調整係	4	◎加木 廣末 後藤 高橋
メール係	2	◎〔三浦〕 染矢
発表係	1	◎柳井
市町村振興課	2	◎関 横山
合計	30	

※◎は各係の責任者

※〔 〕は他所属からの応援職員

# 速報本部配置図



# 発表会場配置図（第6委員会室）



## 速 報 要 領

### 市町村以外非公開 取扱注意

速報本部速報用 F A X

速報本部備付 T E L

(設置期間：10月20日(金)～23日(月))

●各速報様式【F 1～9】にそれぞれの様式に従い、必ず以下を記入し(又は○で囲み)、F A Xを送信すること。

- |       |          |              |
|-------|----------|--------------|
| ①選挙区  | ④点検担当者名  | ⑦第○回○時○分(中間) |
| ②市町村名 | ⑤発信担当者名  | ⑧確定時刻○時○分    |
| ③発信時刻 | ⑥中間・確定の別 |              |

### 【10月21日(土)】

#### 1 選挙当日有権者概数の速報について

- (1) 13時までに【F 1表】を用いて、F A Xにより速報本部に報告すること。
- (2) (1)の報告に併せて、各市町村ごとに選定した選定投票所の有権者概数の合計を【F 1表(F)】に記入すること。

●期日前投票後に「失権者」、「抹消者数」に該当することになった者の取扱いに注意すること。

#### 2 期日前投票者数の速報について

10月20日(金)までの小選挙区の期日前投票者数を9時30分までに【別紙2】を用いて、F A Xにより速報本部に報告すること。

●在外選挙人の日本国内における投票も含むこと。

### 【10月22日(日)】

#### 3 期日前投票者数の速報について

10月21日(土)までの小選挙区の期日前投票者数を10時30分までに【別紙3】を用いて、F A Xにより速報本部に報告すること。

#### 4 中間投票状況の速報について

下記の各速報現在時における選定投票所の衆議院小選挙区選出議員選挙の投票状況を、【F 2表】を用いて、速報現在時10分前までにF A Xにより速報本部に報告すること。

(速報現在時) 10時、11時、12時、14時、16時、18時	
19時30分、20時	計 8回

- 速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。
- ただし、20時現在の数値には当該選定投票所分の期日前投票者数及び不在者投票者数を算入すること。
- 20時までに投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、各時刻に必ず報告し、20時現在にのみ当該選定投票所分の期日前投票者数等を算入すること。

## 5 選挙当日有権者数の報告について

有権者数を集計し、【F 3表】を用いて17時現在の数字をFAXにより速報本部に、18時までに報告すること。

17時以降、投票所閉鎖時刻までに補正登録があった場合は、修正と大きく書いて随時FAXにより報告すること。

●期日前投票後に「失権者」、「抹消者数」に該当することになった者の取扱いに注意すること。

## 6 投票結果の速報について

次の3種類の投票結果を判明次第直ちに（遅くとも21時20分までに）FAXにより速報本部に報告すること。

- ・衆議院小選挙区選出議員選挙にあつては【F 4表】を用いること。
- ・衆議院比例代表選出議員選挙にあつては【F 5表】を用いること。
- ・最高裁判所裁判官国民審査にあつては【F 6表】を用いること。

●投票者数の内訳を必ず記入すること。

●21時40分までに集計が終わらないときは、とりあえず判明している数字を速報用紙に記入し、余白に「概数」と大書きして報告すること。

なお、確定後は速やかに報告すること。

## 7 開票状況の速報について

————— 小選挙区 —————

市

### (1) 中間速報

- ① 21時30分現在を第1回目として、第1区は【F 7-1表】、第2区は【F 7-2表】、第3区は【F 7-3表】を用いてFAXにより速報本部に報告する。

以後30分ごとに結果が確定するまで同様に中間速報を行う。

《 中間速報現在時 》

21：30、22：00、22：30、23：00、23：30、0：00……

- ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。

### (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、第1区は【F 7-1表】、第2区は【F 7-2表】、第3区は【F 7-3表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

町村

### (1) 中間速報

- ① 22時00分現在の開票状況を、第2区は【F 7-2表】、第3区は【F 7-3表】を用いてFAXにより速報本部に報告する（22時までに）。

なお、町村の中間開票速報は22時00分現在の1回のみであり、以後確定するまでの報告は必要ないものであること。

- ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。

### (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、第2区は【F 7-2表】、第3区は【F 7-3表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

●中間速報は速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。



## ————— 比例代表 —————

### (1) 中間速報

#### ① 原則として行わない。

ただし、確定が午前0時を過ぎる団体は、午前0時現在を第1回目として、【F8表】を用いてFAXにより速報本部に報告する。

以後1時間ごとに結果が確定するまで同様に中間速報を行う。

《 中間速報現在時 》

0：00、1：00、2：00、3：00……………

#### ② 中間速報は100票単位で行い、100票未満の票は切り捨てること。

### (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、【F8表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

●中間速報は速報現在時刻の10分前までを目標に報告すること。

## ————— 国民審査 —————

### (1) 中間速報

行わない。

### (2) 確定速報

開票結果が確定したときには、【F9表】を用いてFAXにより直ちに速報本部に報告すること。

## 8 その他

### (1) 得票数等の発表について

各市町村が得票数等の発表を独自に行うことは差し支えないが、速報本部への報告を優先すること。

### (2) 確定報告後の修正について

確定数値の報告後、数値の誤りに気付いたときには直ちに①電話、②FAX（修正箇所を見え消し修正し、余白に「修正」と大書きすること）の順番で速報本部に報告すること。

### (3) 速報後の待機について

投・開票結果の速報がすべて終了した後も、速報本部から当該報告について照会する場合がありますので、速報終了後概ね1時間程度これに応じられる体制をとっておくこと。

待機解除については特に連絡しないので、確定のFAXを送信後1時間経過したら解除しても良い。ただし、選管職員と速報担当者については、その後も至急の連絡が取れる体制をとっておくこと。

共通

市町村 → 速報本部

F1表 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 選挙当日有権者概数速報用紙

選挙区	第 区	市町村名 (開票区名)	
-----	-----	----------------	--

※(開票区名)は大分市のみ記入

市町村	発信時刻		発信担当		点検担当		県	受信時刻		受信担当		点検担当		電算担当	
	時	分						時	分						

	選挙人名簿登録者数 (H29.10.9現在) (A)			補正登録者数 (B)			失権者数 (C)			抹消者数 (D)			選挙当日有権者概数 (E)=(A)+(B)-(C)-(D)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国内							( )	( )	( )	( )	( )	( )			
在外							( )	( )	( )	( )	( )	( )			
												男	女	計	
うち、選定投票所分															

- (注)1. 「選挙人名簿登録者数」は、平成29年10月9日の選挙時登録の際に県委員会に報告した選挙人名簿登録者数であること。  
 2. 「補正登録者数」は、平成29年10月10日(選挙時登録翌日)以後10月21日(選挙期日前日)までの間に補正登録した者の数であること。  
 3. 「失権者数」は、公職選挙法第11条第1項若しくは第2項又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨を表示中の者の数であること。  
 ただし、期日前投票後に「失権者」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の( )内に数を記載すること。  
 4. 「抹消者数(国内)」は、平成29年10月9日以後10月21日までの間に死亡した者、転出者又は誤載者で抹消の決定を委員会で行った者並びに転出中と表示された者のうち転出先市町村の選挙人名簿に登録された者の数であること。  
 (なお、転出後4ヶ月を経過するに至らず、未だ抹消されてはいないものの転出先の市町村において、選挙人名簿に登録された者についても便宜上計上する。)  
 「抹消者数(在外)」は、平成29年10月9日以後10月21日までの間に死亡した者、誤載者、日本国籍を喪失又は日本国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過した者で、抹消の決定を委員会で行った者の数であること。  
 (なお、日本国内で新たに住民票が作成され、国内の選挙人名簿に登録された者については、未だ4ヶ月を経過しない者であっても、便宜上計上する。)  
 ただし、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の( )内に数を記載すること【国内・在外】。  
 5. 選定投票所分(市は3投票所の合計、町村は1投票所分)の選挙当日有権者概数もあわせて速報すること。  
 ただし、指定在外選挙投票区である場合、在外分は算入しないこと。

衆小

市町村 → 速報本部

# F2表 衆議院小選挙区選出議員選挙 中間投票状況(選定投票所分)速報用紙

選挙区	第 _____ 区
市町村名 (開票区名)	

第 \_\_\_\_\_ 回 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 現在

※(開票区名)は大分市のみ記入

市町村	発信時刻		発信担当	点検担当	県	受信時刻		受信担当	点検担当	電算担当
	時	分				時	分			

	選挙当日有権者概数(A)			投票者数(B)			投票率(B)/(A)×100		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
投票所							%	%	%
投票所							%	%	%
投票所							%	%	%
合計							%	%	%

- (注)1. 「選挙当日有権者概数」の合計欄の数は、F1表の選定投票所分の数と一致すること。  
 2. 「投票者数」は、衆議院小選挙区選出議員選挙の数によること。  
 3. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 4. 第8回20時00分現在の報告に関しては、選定投票所の投票区における選挙人のうち、期日前投票及び不在者投票を行った者の数を(B)欄に含めること(選定投票所の閉鎖時刻を繰り上げた場合においても、すべての速報現在時に速報を行い、20時00分現在の報告において期日前投票及び不在者投票を行った者の数を含めること)。  
 なお、この取扱いは指定投票区制度を採用している市町村にあっては、投票録等に記載する実際の数値とは異なるので留意すること。

第1回	10:00現在	第5回	16:00現在
第2回	11:00現在	第6回	18:00現在
第3回	12:00現在	第7回	19:30現在
第4回	14:00現在	第8回	20:00現在

共通

市町村 → 速報本部

F3表 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 選挙当日有権者数速報用紙

選挙区	第	区
-----	---	---

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

※(開票区名)は大分市のみ記入

市 町 村	発信時刻		発信担当	点検担当	県	受信時刻		受信担当	点検担当	電算担当
	時	分				時	分			

	選挙当日有権者概数 (H29.10.21現在) (A)			補正登録者数 (B)			抹消者数 (C)			その他 (D)			選挙当日有権者数 (E)=(A)+(B)-(C)+(D)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国内							( )	( )	( )						
在外							( )	( )	( )						
計							( )	( )	( )						

- (注)1. 「選挙当日有権者概数」は、F 1表の数値と一致すること。  
 2. 「補正登録者数」は、F 1表の報告後、平成29年10月22日(選挙期日)投票所閉鎖時刻までの間に補正登録を行った者の数であること。  
 3. 「抹消者数(国内)」は、次のいずれかに該当する者の数であること。  
 ・投票開始時刻までに死亡若しくは日本国籍を喪失した者  
 ・F 1表による報告後、平成29年10月22日までに表示中の者で転出後4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で行った者  
 「抹消者数(在外)」は、次のいずれかに該当する者の数であること。  
 ・投票開始時刻までに死亡若しくは日本国籍を喪失した者  
 ・F 1表による報告後、平成29年10月22日までに表示中の者で国内で新たに住民票が作成された日から4ヶ月を経過するに至った者や誤載者で抹消の決定を委員会で行った者。ただし、期日前投票後に「抹消者数」に該当することになった者については、その者の数を計上せず、下段の( )内に数を記載すること【国内・在外】。  
 4. 「その他」は、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者で、選挙の当日、選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書、若しくは確定判決書を持って投票所に来た者等の数であること。  
 5. 「選挙当日有権者数」は、F 4表、F 5表及びF 6表の数値と一致すること。(※F 6表については、国内のみ)

衆小

市町村 → 速報本部

# F4表 衆議院小選挙区選出議員選挙 投票結果速報用紙

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻		発信担当	点検担当	県	受信時刻		受信担当	点検担当	電算担当
	時	分				時	分			

	選挙当日有権者数 (A)			投票者数 (B) (期日前・不在者投票分を含めること)			棄権者数 (C)=(A)-(B)			投票率 (B)/(A)×100		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国内										%	%	%
在外										%	%	%
計										%	%	%

(B) の内訳	国内	当日投票			
		期日前投票			
		不在者投票			
	在外(国外)	在外公館・郵便			
	在外(国内)	当日投票			
		期日前投票			
不在者投票					

- (注)1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。  
 2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 3. この表は、F5表と同時に報告すること。

衆 比

市町村 → 速報本部

# F5表 衆議院比例代表選出議員選挙 投票結果速報用紙

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻		発信担当	点検担当	県	受信時刻		受信担当	点検担当	電算担当
	時	分				時	分			

	選挙当日有権者数 (A)			投票者数 (B) (期日前・不在者投票分を含めること)			棄権者数 (C)=(A)-(B)			投票率 (B)/(A)×100		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
国内										%	%	%
在外										%	%	%
計										%	%	%

(B) の内訳	国内	当日投票			
		期日前投票			
		不在者投票			
	在外(国外)	在外公館・郵便			
	在外 (国内)	当日投票			
		期日前投票			
不在者投票					

- (注)1. 「選挙当日有権者数」は、F3表の数値と一致すること。  
 2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 3. この表は、F4表と同時に報告すること。

国 審

市町村 → 速報本部

F6表 最高裁判所裁判官国民審査 投票結果速報用紙

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻		発信担当	点検担当	県	受信時刻		受信担当	点検担当	電算担当
	時	分				時	分			

選挙当日有権者数 (A)			投票者数 (B) (期日前・不在者投票分を含めること)			棄権者数 (C)=(A)-(B)			投票率 (B)÷(A)×100		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
									%	%	%
	(B) 内訳 国内のみ	当日投票									
		期日前投票									
		不在者投票									

- (注)1. 「選挙当日有権者数」は、F 3 表の数値と一致すること。  
 2. 「投票率」は、小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位まで出すこと。

F7-1表 衆議院小選挙区選出議員選挙 開票状況速報用紙

選挙区	第 1 区
-----	-------

中間：第 \_\_\_\_\_ 回  
 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 現在

市町村名 (開票区名)	大 分 市 (第 一 開 票 区)
----------------	----------------------

確定：\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 確定

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	吉 良 州 司	
2	小手川 めぐみ	
3	穴 見 陽 一	

得票総数(A) (有効投票数)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)				
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)		投票者数 未確定時 (概数)	<table border="1"> <tr> <td>得票総数(A)</td> <td rowspan="2">%</td> </tr> <tr> <td>当日有権者概数(F1) × 中間投票率(F2)</td> </tr> </table>	得票総数(A)	%	当日有権者概数(F1) × 中間投票率(F2)
得票総数(A)	%							
当日有権者概数(F1) × 中間投票率(F2)								
				投票者数 確定時	<table border="1"> <tr> <td>得票総数(A)</td> <td rowspan="2">%</td> </tr> <tr> <td>投票者総数(E)</td> </tr> </table>	得票総数(A)	%	投票者総数(E)
得票総数(A)	%							
投票者総数(E)								

- (注) 1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。  
 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。  
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。  
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。  
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。



衆 小

市町村 → 速報本部

F7-2表 衆議院小選挙区選出議員選挙

開票状況速報用紙

選挙区	第 2 区
-----	-------

中間：第 \_\_\_\_\_ 回  
 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 現在

市町村名 (開票区名)	
----------------	--

確定：\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 確定

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	吉川 はじめ	
2	上田 あつこ	
3	えとう 征士郎	

得票総数(A) (有効投票数)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)		
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)		投票者数 未確定時 (概数)	得票総数(A) 当日有権者概数(F1) ×中間投票率(F2)	%
				投票者数 確定時	得票総数(A) 投票者総数(E)	%

- (注) 1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。  
 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。  
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。  
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。  
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

衆 小

市町村 → 速報本部

F7-3表 衆議院小選挙区選出議員選挙 開票状況速報用紙

選挙区	第 3 区
-----	-------

中間：第 \_\_\_\_\_ 回  
 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 現在

市町村名	
------	--

確定：\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 確定

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

届出番号	候補者氏名	候補者別得票数
1	岩屋 たけし	
2	横光 克彦	

得票総数(A) (有効投票数)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)		
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)		投票者数 未確定時 (概数)	得票総数(A) 当日有権者概数(F1) ×中間投票率(F2)	%
				投票者数 確定時	得票総数(A) 投票者総数(E)	%

- (注) 1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。  
 2. 中間速報の場合は、「候補者別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。  
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値を記載すること。  
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F4表の投票者数計の数値と一致すること。  
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

F8表 衆議院比例代表選出議員選挙 開票状況速報用紙

市町村名 (開票区名)

※ (開票区名) は大分市のみ記入

中間: 第 \_\_\_\_\_ 回  
 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 現在  
 確定: \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 確定

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

届出番号	政党名	政党別得票数
1	自由民主党	
2	幸福実現党	
3	公明党	
4	社会民主党	
5	日本共産党	
6	立憲民主党	
7	希望の党	
8	日本維新の会	

得票総数(A) (有効投票数)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)	
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)		開票率 (A)/(E)*100	%

- (注) 1. 中間速報の得票数は100票単位とし、100票未満の端数は切り捨てること。  
 2. 中間速報の場合は、「政党別得票数」、「得票総数」、「投票者総数」及び「開票率」を報告すること。  
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、F5表の投票者数計の数値を記載すること。  
 4. 確定速報の場合の「投票者総数」は、F5表の投票者数計の数値と一致すること。  
 5. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 6. 「持帰り・その他」に、開票管理者によって不受理と決定された投票を計上するのを忘れないこと。

F9表 最高裁判所裁判官国民審査 開票状況速報用紙

市町村名  
(開票区名)

確定: \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 確定

※ (開票区名) は大分市のみ記入

市町村	発信時刻	発信担当	点検担当	
	時 分			
県	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分			

区 分 裁判官氏名	罷免を可とする 投票数 (a)	罷免を可としない 投票数 (b)	記載を無効と された投票数 (c)	計 (d) = (a)+(b)+(c)
小 池 裕				①
戸 倉 三 郎				②
山 口 厚				③
管 野 博 之				④
大 谷 直 人				⑤
木 澤 克 之				⑥
林 景 一				⑦

上記の (c) 欄には、「×の記号を自ら記載したものではない」等により、関係部分の裁判官にかかる記載に限り無効 (一部記載無効) とされた投票数を計上すること。  
なお、当該投票は有効投票であって、下記の「無効投票数 (B)」と混同しないこと。

有効投票数 (A)		無効投票数 (B)		投票総数 (C)=(A)+(B)	
持帰り・その他 (D)		投票者総数 (E)=(C)+(D)			

(注) 1. 「有効投票数」と①～⑦の各欄の数値はそれぞれ一致すること。  
(A) = ① = ② = ③ = ④ = ⑤ = ⑥ = ⑦ = ⑧ = ⑨ = ⑩  
2. 「投票者総数」は、F 6 表の投票者数計の数値と一致すること。

第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査 開票所及び開票開始・確定見込時刻一覧

市町村名	開票所を設ける施設の名称	所在地	小選挙区		比例代表		国民審査	
			開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻	開始時刻	確定時刻
大分市(第一開票区)	大分県立総合体育館大体育室	大分市青葉町1番地	21:15	0:25	21:15	1:15	21:15	1:50
大分市(第二開票区)	大分県立総合体育館大体育室	大分市青葉町1番地	21:15	23:15	21:15	23:20	21:15	0:10
別府市	別府市民体育館	別府市大字別府3016番地の1	21:10	23:00	21:10	0:00	21:10	1:00
中津市	ダイハツ九州アリーナ	中津市大字大貞377番地1	20:45	23:30	20:45	0:00	20:45	0:30
日田市	日田市中城体育館	日田市中城町1番66号	21:00	23:30	21:00	0:15	21:00	0:30
佐伯市	佐伯市立鶴谷中学校屋内運動場(体育館)	佐伯市長島町1丁目1番1号	20:30	23:00	20:30	23:10	20:30	23:20
臼杵市	臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪595番5	20:00	21:45	20:00	22:30	20:00	23:00
津久見市	津久見市民体育館	津久見市大字千怒5338番地	20:00	21:45	20:00	22:20	20:00	22:30
竹田市	竹田市総合社会福祉センター	竹田市大字会々1650番地	20:00	21:30	20:00	22:30	20:00	23:00
豊後高田市	豊後高田市役所高田庁舎	豊後高田市是永町39番地3	20:30	22:00	20:30	23:00	20:30	23:30
杵築市	杵築小学校体育館	杵築市大字杵築216番地	20:30	22:30	20:30	23:30	20:30	0:00
宇佐市	宇佐市農業者トレーニングセンター	宇佐市大字下高720番地	20:30	22:00	20:30	23:00	20:30	23:10
豊後大野市	豊後大野市総合文化センター大ホール	豊後大野市三重町内田878番地	20:30	22:00	20:30	22:30	20:30	23:30
由布市	大分県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1314番地	20:30	23:30	20:30	0:00	20:30	0:00
国東市	アストくにさきアグリホール	国東市国東町鶴川136番地1	20:15	22:00	20:15	23:00	20:15	23:30
姫島村	姫島小学校体育館	東国東郡姫島村1603番地	20:00	21:00	20:00	21:30	20:00	22:00
日出町	日出町中央体育館	日出町3891番地2	21:00	22:20	21:00	22:40	21:00	23:10
九重町	九重町役場	玖珠郡九重町大字後野上8-1	20:00	21:30	20:00	22:00	20:00	22:00
玖珠町	玖珠町役場	玖珠町大字帆足268番地の5	20:00	21:30	20:00	22:00	20:00	22:00

## 衆議院小選挙区選出議員選挙 開票結果速報計画表

		(1区)	(2区)										(3区)								
発表 現在時	発表 時刻	大分市 (第一開票区)	大分市 (第二開票区)	日	佐	臼	津	竹	豊	由	九	玖	別	中	豊	杵	宇	国	姫	日	
				田	伯	杵	久	田	後	布	重	珠	府	津	後	築	佐	東	島	出	
				市	市	市	市	市	市	市	町	町	市	市	市	市	市	市	村	町	
21:30	21:50	○	○	○	○	21:45	21:45	21:30	○	○	21:30	21:30	○	○	○	○	○	○	○	21:00	○
22:00	22:20	○	○	○	○				22:00	○			○	○	22:00	○	22:00	22:00			22:20
22:30	22:50	○	○	○	○					○			○	○		22:30					
23:00	23:20	○	23:15	○	23:00					○			23:00	○							
23:30	23:50	○		23:30						23:30				23:30							
0:00	0:20	○																			
0:30	0:50	0:25																			
1:00	1:20																				

※「○」は中間速報を行う団体を指し、時刻(=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。

## 衆議院比例代表選出議員選挙 開票結果速報計画表

確定時間帯	発時 表刻	大分市(第一開票区)	大分市(第二開票区)	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
																					22:00
22:30																					
23:00	23:20		23:20				23:10	22:30		22:30	23:00		23:00	22:30		23:00			22:40		
23:30																					
0:00	0:20	○		0:00	0:00	0:15						23:30			0:00						
0:30																					
1:00	1:20	1:15																			
1:30																					
2:00	2:20																				
2:30																					

※「○」は中間速報を行う団体を指し、時刻(=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。

## 最高裁判所裁判官国民審査 開票結果速報計画表

	大分市(第一開票区)	大分市(第二開票区)	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	
確定時間帯																				
22:00																22:00		22:00	22:00	
22:30								22:30												
23:00						23:20	23:00		23:00			23:10					23:10			
23:30										23:30			23:30		23:30					
0:00		0:10									0:00			0:00						
0:30				0:30	0:30															
1:00			1:00																	
1:30	1:50																			
2:00																				
2:30																				
3:00																				

※時刻(=確定時刻)は確定速報を行う団体を指す。



## 5 投票結果確定時刻調

区分 市町村	平 26. 12. 14		平 29. 10. 22	
	小 選 挙 区	比 例 代 表	小 選 挙 区	比 例 代 表
大分市（第一開票区）	22：30	22：30	21：55	21：55
大分市（第二開票区）	22：30	22：30	21：55	21：55
別 府 市	21：12	21：12	21：15	21：15
中 津 市	21：21	21：21	21：20	21：20
日 田 市	20：58	21：04	20：55	20：55
佐 伯 市	21：11	21：11	20：05	20：05
臼 杵 市	19：51	19：52	19：55	19：55
津 久 見 市	21：04	21：04	19：55	19：55
竹 田 市	20：05	20：05	19：25	19：25
豊 後 高 田 市	20：16	20：16	20：20	20：20
杵 築 市	20：35	21：02	20：15	20：15
宇 佐 市	20：08	20：08	20：00	20：00
豊 後 大 野 市	20：23	20：23	20：15	20：15
由 布 市	22：16	21：15	21：09	21：09
国 東 市	20：27	20：28	20：20	20：20
姫 島 村	18：50	19：06	18：37	18：37
日 出 町	20：38	22：08	20：30	20：30
九 重 町	19：34	19：36	20：30	20：30
玖 珠 町	20：51	20：53	20：30	20：30

- 注) 1. 上記時刻は県速報本部が各市町村からFAXを受信した時刻です。  
 2. 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

## 6 開票進捗状況（小選挙区）

(第 1 区)				候補者別得票数			開票率 (%)	確定市町村		
発表現在時刻	確定	中間	計	吉良州司	小手川めぐみ	穴見陽一		市町村数	累計	市町村名
21:30	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	
22:00	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	
22:30	0	0	0	0	0	0	0.00	0	0	
23:00	0	105,000	105,000	50,000	5,000	50,000	52.75	0	0	
23:30	0	194,000	194,000	87,000	17,000	90,000	97.46	0	0	
0:00	0	194,400	194,400	87,000	17,000	90,400	97.66	0	0	
0:30	194,896	0	194,896	87,392	17,082	90,422	100.00	1	1	大分市（第一開票区）

(第 2 区)				候補者別得票数			開票率 (%)	確定市町村		
発表現在時刻	確定	中間	計	吉川はじめ	上田あつこ	えとう征士郎		市町村数	累計	市町村名
21:30	53,341	22,200	75,541	33,745	3,002	38,794	46.04	5	5	津久見市、竹田市、豊後大野市、九重町、玖珠町
22:00	53,341	58,500	111,841	49,945	4,902	56,994	67.82	0	5	
22:30	108,097	56,324	164,421	69,797	7,399	87,225	96.36	2	7	佐伯市、臼杵市
23:00	128,427	39,924	168,351	70,683	7,926	89,742	99.01	1	8	由布市
23:30	134,796	33,700	168,496	70,796	7,927	89,773	99.17	1	9	大分市（第二開票区）
0:00	168,835	0	168,835	70,858	8,033	89,944	100.00	1	10	日田市

(第 3 区)				候補者別得票数			開票率 (%)	確定市町村		
発表現在時刻	確定	中間	計	岩屋たけし	横光克彦			市町村数	累計	市町村名
21:30	16,893	19,000	35,893	19,216	16,677		19.33	2	2	国東市、姫島村
22:00	29,374	60,100	89,474	47,413	42,061		48.12	1	3	豊後高田市
22:30	87,374	66,000	153,374	78,843	74,531		82.82	3	6	杵築市、宇佐市、日出町
23:00	144,207	39,000	183,207	99,262	83,945		99.37	1	7	別府市
23:30	183,545	0	183,545	99,412	84,133		100.00	1	8	中津市

注) 1. 開票率=得票総数(※)／確定投票者数×100 (※) 開票結果確定時のみ「有効投票数(=得票総数)+無効投票数+持帰り・その他」

2. 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

## 7 開票状況（小選挙区）

（開票率：％）

（第 1 区）	21：30	22：00	22：30	23：00	23：30	0：00	0：30	1：00	確定時刻
大分市（第一開票区）	0.00	0.00	0.00	52.75	97.46	97.66	100.00		0：25

（第 2 区）	21：30	22：00	22：30	23：00	23：30	0：00	0：30	1：00	確定時刻
大分市（第二開票区）	0.00	0.00	97.19	97.19	100.00				22：35
日 田 市	0.00	8.54	91.09	95.65	95.93	100.00			23：36
佐 伯 市	5.59	76.90	100.00						22：12
臼 杵 市	96.43	96.43	100.00						22：10
津 久 見 市	100.00								21：03
竹 田 市	100.00								21：31
豊 後 大 野 市	100.00								21：36
由 布 市	3.33	40.48	85.73	100.00					22：44
九 重 町	100.00								20：57
玖 珠 町	100.00								21：05

（第 3 区）	21：30	22：00	22：30	23：00	23：30	0：00	0：30	1：00	確定時刻
別 府 市	0.00	0.00	51.78	100.00					22：50
中 津 市	0.00	29.87	89.61	97.08	100.00				23：15
豊 後 高 田 市	70.87	100.00							21：39
杵 築 市	26.40	93.05	100.00						22：26
宇 佐 市	20.37	88.27	100.00						22：10
国 東 市	100.00								21：24
姫 島 村	100.00								20：48
日 出 町	0.00	55.84	100.00						22：10

注）1. 開票率＝得票総数（※）／確定投票者数×100

（※）開票結果確定時のみ「有効投票数（＝得票総数）＋無効投票数＋持帰り・その他」

2. 大分市の第一開票区は旧大分市、第二開票区は旧佐賀関町、旧野津原町です。

## 8 開票結果時間の状況

市町村名	選 挙 区						
	投票総数	開票事務従事者数	開票開始時刻	確定時刻	所要時間	前回所要時間	前回からの短縮時間
大分市（第1区）	199,056	306	21:15	0:25	3:10	3:13	3
大分市（第2区）	6,506	40	21:15	22:35	1:20	2:51	91
別府市	57,933	146	21:10	22:50	1:40	2:03	23
中津市	40,170	160	20:45	23:15	2:30	2:33	3
日田市	35,129	54	21:00	23:36	2:36	2:35	▲ 1
佐伯市	35,759	78	20:30	22:12	1:42	2:34	52
臼杵市	20,221	50	20:00	22:10	2:10	1:37	▲ 33
津久見市	8,711	25	20:00	21:03	1:03	1:12	9
竹田市	12,027	14	20:00	21:31	1:31	1:31	0
豊後高田市	12,700	30	20:30	21:39	1:09	1:36	27
杵築市	15,152	75	20:30	22:26	1:56	2:06	10
宇佐市	29,456	100	20:30	22:10	1:40	1:49	9
豊後大野市	19,581	110	20:30	21:36	1:06	1:20	14
由布市	20,996	115	20:30	22:44	2:14	2:10	▲ 4
国東市	15,592	50	20:15	21:24	1:09	1:20	11
姫島村	1,523	11	20:00	20:48	0:48	1:03	15
日出町	14,327	77	21:00	22:10	1:10	1:40	30
九重町	5,391	10	20:00	20:57	0:57	1:14	17
玖珠町	8,793	60	20:00	21:05	1:05	1:10	5

市町村名	比 例 代 表						
	投票総数	開票事務従事者数	開票開始時刻	確定時刻	所要時間	前回所要時間	前回からの短縮時間
大分市（第1区）	199,012	207	21:15	1:53	4:38	4:04	▲ 34
大分市（第2区）	6,503	30	21:15	23:34	2:19	2:33	14
別府市	57,932	26	21:10	0:30	3:20	3:04	▲ 16
中津市	40,168	160	20:45	23:54	3:09	3:33	24
日田市	35,116	53	21:00	23:55	2:55	3:21	26
佐伯市	35,756	69	20:30	22:45	2:15	2:38	23
臼杵市	20,221	40	20:00	22:30	2:30	2:11	▲ 19
津久見市	8,713	25	20:00	21:43	1:43	1:48	5
竹田市	12,027	14	20:00	22:05	2:05	2:36	31
豊後高田市	12,698	11	20:30	22:20	1:50	2:09	19
杵築市	15,150	75	20:30	23:40	3:10	3:11	1
宇佐市	29,449	100	20:30	23:10	2:40	2:40	0
豊後大野市	19,578	110	20:30	22:28	1:58	2:11	13
由布市	20,993	115	20:30	0:45	4:15	2:23	▲ 112
国東市	15,592	40	20:15	21:55	1:40	1:47	7
姫島村	1,523	11	20:00	20:56	0:56	1:26	30
日出町	14,326	77	21:00	23:00	2:00	2:01	1
九重町	5,391	10	20:00	21:30	1:30	1:30	0
玖珠町	8,791	60	20:00	21:40	1:40	1:40	0